

令和4年台風第4号に係る 鳥取県情報連絡会議

【日 時】令和4年7月4日(月) 午後2時~

【場 所】災害対策本部室(県庁第2庁舎3階)

【参加者】知事、副知事、統轄監、危機管理局、農林水産部、

県土整備部、企業局、

鳥取地方気象台、中国電力(株)、NTT西日本(株)

- *副知事、統轄監は別室にて参加
- * 各総合事務所、市町村、消防局等には映像配信

目的•次第

目的

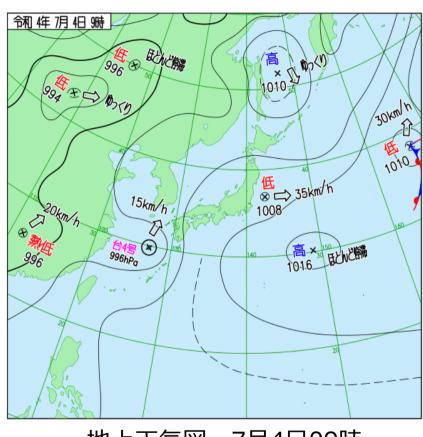
◆令和4年台風第4号に関する情報の共有、市町村・県民への 注意喚起及び警戒・即応体制の確保を図る。

次第

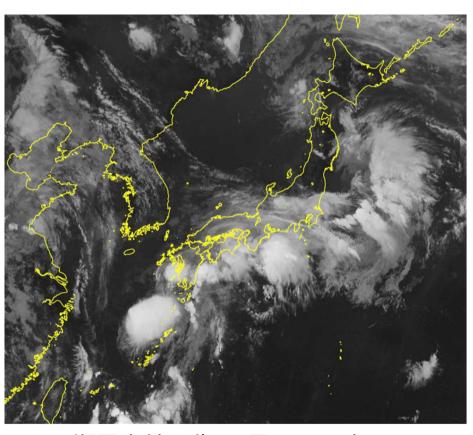
- ◆知事挨拶
- 1 最新の気象状況及び今後の予測等(鳥取気象台資料)
- 2 市町村・県民への注意喚起
 - (1) 市町村への依頼事項
 - (2) 県民への注意喚起等
- 3 警戒・即応体制の確保等
 - (1) 県の体制
 - (2) 各部局等の対応

地上天気図と気象衛星画像

令和4年7月4日10時 気象庁 鳥取地方気象台 Tottori Local Meteorological Office, JMA



地上天気図 7月4日09時

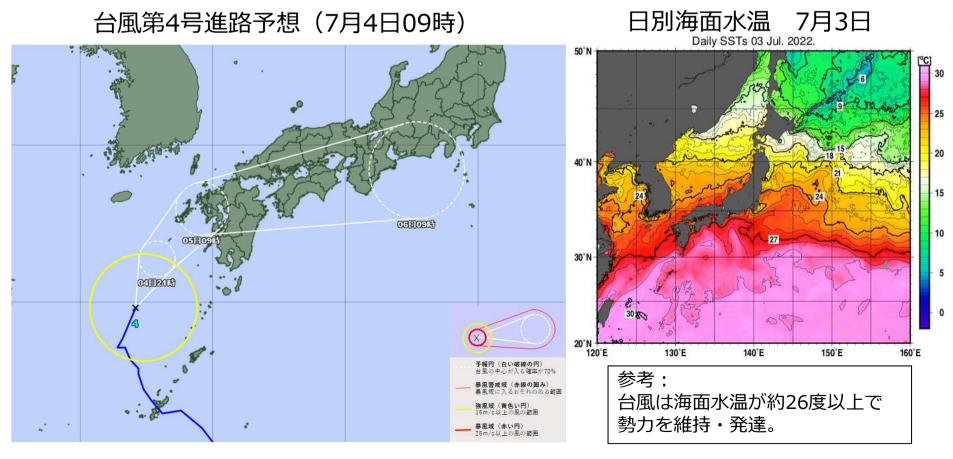


衛星赤外画像 7月4日09時

• 台風第4号は、東シナ海にあって時速約15kmで北北東に進んでいる。

台風第4号の今後の見通し

- 台風第4号は、4日は東シナ海を北上し、次第に進路を東よりに変えて、5日夜遅くに 鳥取県に最も接近する見込み。
- その後、四国付近を東へ進み、6日には温帯低気圧に変わる見込み。



防災時系列

7月4日10時 現在

警報級の可能性[中]の期間:なし

			4日					5日								6日		
			9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-6時	6-12時	12
			昼前	昼過ぎ	夕方	夜の はじめ頃	夜遅く	未明	明け方	朝	昼前	昼過ぎ	夕方	夜の はじめ頃	夜遅く			
台風最接近																		
大雨(浸水)	東部		10	10	5	1	1	20	20	20	20	20	20	20	20			
(EU)	中・西部		10	5	1	1	1	0	0	20	20	20	20	0	0			
大雨(土砂)	東部																	
八四(工业)	中·西部																	
	東部	陸上	6 企	6 企	₆ 企	5 ts	5 to	5 N	5 TS	5 TS	8 👉	8 👉	10 以	10 🔯	10 🔯			
風		海上	6 ₩	713	7 ts	713	713	8 🕏	8 🕏	813	10 🗢	10 🗢	14 🗢	14 🗢	14 🗢			
(メートル)	中·西部	陸上	6 企	₆ ☆	₆ 企	5 ↔	5 ↔	₅ 企	5 企	5 企	8 🗘	8 🗢	10 🗢	10 🗢	10 以			
		海上	6 ₩	7 ^I J	713	7 IJ	713	8 🕏	8	8	10 🗢	10 🗢	14 🗢	14 🗢	14 🗢			
波浪 (メートル)	鳥取県		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1	1	1	1	1	1.5	2	2			
雷	鳥取県		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			

警報級 注意報級

24時間降水量(多い所)

4日12時~5日12時

東部 60ミリ

中・西部 60ミリ

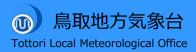
次の24時間降水量(多い所)

5日12時~6日12時

東部 およそ50ミリ

中・西部 およそ50ミリ

台風の接近に備えて



- ▶ 現在のところ、大雨・強風・波浪・高潮ともに注意報は見込んでいません。
- ▶ ただし、台風が北よりの進路を進んだ場合は、大雨・強風・波浪注意報 を発表する可能性があります。
- ⇒ 今後の台風の進み方によっては状況が変わってきますので、常に最新 の情報をご利用ください。

【以下は、一般的な台風の注意事項】

- ▶ 気象台の発表する<u>警報・注意報など気象情報に留意するとともに、市町村の</u> <u>避難指示等に注意してください</u>。
- ▶ 大雨による土砂災害・洪水・低い土地の浸水など、自分のいる場所ではどのような災害が起こりやすいのかを予め確認し、雨や風が強まる前に早め早めの安全確保をお願いします。
- ▶ 屋外での作業や不要な外出等は控え、海岸や増水した河川・用水路など<u>危険</u> な場所には絶対に近づかないようお願いします。

2 市町村・県民への注意喚起等(1)市町村への依頼事項(その1)

■市町村における対応の徹底

誰ひとり逃げ遅れることなく安全に避難する意識を住民一人ひとりが持つよう、以下の点などを改めて住民に周知してください。

- 早め早めに安全な場所に避難すること(自主避難含む)
- 「警戒レベル4」で、危険な場所から避難すること
- 防災・気象情報をこまめにチェックすること など

避難情報の発信については、従来どおり、次の点にも留意してください。

- 早期の発出
- 様々な手段を用いて、確実に住民へ伝達
- 夜間の状況を予測して、早め早めに発出を判断
 - ※状況が急変した場合には、夜間でも避難情報の発出は必要

(1)市町村への依頼事項(その2)

<浸水リスクが高い地域の対策>

過去に浸水被害があった地域など、対策の再確認をお願いします。

- ・詰まりやすい用水路の点検や清掃
- ・水位計や監視カメラがない中小河川の状況を収集する体制、連絡系統の確認
- ・必要に応じて排水ポンプ車の要請 など

<避難情報の判断にあたっての情報収集>

必要に応じて県関係課へ助言を求めてください。

<初動体制の速やかな確立>

気象情報の収集伝達、職員参集体制の確認等

<迅速な避難体制の確立>

避難勧告等の発令基準や消防団等への連絡手段の確認、ハザードマップの活用、 避難所の早期開設等

<避難行動要支援者等の支援対策の強化>

該当施設等への情報伝達体制、避難誘導上の配慮等の確認等

<被害規模の早期把握と迅速な報告>

<避難所における熱中症予防対策の実施>

大型扇風機・空調装置(エアコン)の設置、こまめな水分補給の呼びかけ等

(1)市町村への依頼事項(その3)

○避難所における新型コロナウイルス等感染症への対応について

<可能な限り多くの避難所を開設>

通常の自然災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図り、避難者の密度が高まらないよう配慮。また、利用可能なホテルや旅館等の活用等も検討。

<避難者の健康状態の確認>

避難者が避難所へ到着した時に体調不良者を早期発見できるよう、検温など可能な限りの健康チェックを行い、健康状態を把握。

- **〈頻繁な手洗い、咳エチケット等基本的な衛生対策の徹底〉** 避難者及び避難所運営スタッフの、基本的な衛生対策の徹底。
- **<避難所内での定期的な換気の実施、避難者同士の十分な間隔を確保>**必要に応じて、段ボール間仕切りや段ボールベッドを活用。
 - ※ホテル・旅館等の民間施設借上げ、避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能。

<在宅避難者の把握に努めること>

(2)県民への注意喚起等(その1)

- ■市町村は防災行政無線等、県はホームページやあんしんトリピーメール、あんしんトリピーなび等を活用して県民の皆さまに警戒するよう注意喚起するとともに、県のホームページで公共交通機関の運行情報等を随時更新します。
- ■県民の皆さまにあっては、最新の気象情報を確認するとともに、身の危険を感じたり、市町村からの避難 勧告等があった場合は、あわてず速やかに危険な場所から避難してください。

ホームページ「とりネット」



「あんしんトリピーメール」

スマホや携帯電話等に 気象情報や防災情報等 を配信



アプリ「あんしんトリピーなび」

鳥取県が提供する無料の総合防災アプリ

○iPhone用QRコード



○Android用QRコード



(2)県民への注意喚起等(その2)

○避難における新型コロナウイルス等感染症への対応について

新型コロナウイルス感染者が引き続き発生していることから、避難所で感染症にかからない・うつさないため、次のことに注意してください。

<避難する前に・・・>

- (1) ご自身の体調を確認しましょう。避難する途中で体調がすぐれなくなった場合には、 避難所の受付で相談しましょう。
- (2) 安全が確保できる場合は、自宅での待機や、近隣の親せきや知人宅への避難 (分散避難) も選択肢の一つです。お住いの地域が危険かどうかハザードマップもしっ かり確認して、自分の避難先を決めましょう。
- (3) 可能なかぎり、マスク・体温計・消毒液を持参しましょう。

<避難した後は・・・>

- (1)避難所で生活するときは、必要に応じてマスクの着用、手洗い、咳エチケットなどを しっかり行ってください。
- (2) ほかの避難者と十分な距離をとるようにしましょう。 (概ね2m)
- (3) 十分な換気を行うよう心がけましょう。
- (4)避難生活をする中で、発熱や咳などの症状がある場合には、すぐに避難所の担当者に報告してください。

3 警戒·即応体制の確保 (1)県の体制

- ◆現時点では、本県への影響について警戒・監視を行うとともに、 各部局において適時、県民等への注意喚起等を行う。
- ◆本県へ影響を及ぼすおそれがある場合には、以下のとおり体制の引き上げ等を行い、迅速に対応する。
- ◆結果的に特段の気象変異が認められなかった場合も、状況確認 のため被害状況の確認を行う予定。

<台風接近時の本県の体制>

暴風域の本県通過が予想される場合等は、<u>配備基準を引き上げて対応</u>。 (体制引き上げのめやす)

- **注意体制** 本県が強風域に入った場合、
 - 公共交通機関の予定運休情報を入手した場合
- ・警戒体制(1) 大雨注意報、暴風警報等の発表
- ・警戒体制(2) 大雨警報等の発表〔鳥取県災害警戒本部を設置〕

〔鳥取県災害対策本部を設置〕

3 警戒·即応体制の確保 (2)公共土木施設の対応

1 令和3年被災箇所の対応

- すでに大型土嚢の設置等の必要な応急対策を実施済。
- 大雨や強風に十分備え、道路・河川・砂防関係の被災箇所等を中心に事前にパトロールを行うとと もに、注意報・警報等の発表により適宜、パトロールを行う。
- なお、7/3(日)の大雨警報発令(鳥取市北部)による公共土木施設への被害はなし。

2 河川・ダム・砂防

(1)県内河川等の確実な排水機場の稼働及び適切な樋門操作

- 排水機場が確実に稼働するよう、事前点検を実施済。
 清水川排水機場は令和3年度末までに排水能力を4.0m3/s→4.6(m3/s)に増強済。
- 樋門等の適切な操作及び住民避難等に関する情報の発信・伝達、点検、体制強化を図っている。
- ・河川パトロールによる水位情報の把握や排水ポンプ車の支援体制を確認済。※排水ポンプ車配備台数:東部地区(国3台、県2台)、中部(国4台)、西部(国1台、県1台)
- 高潮には注視のうえ、市町村と連携して、河川及び湖沼の適切な樋門操作を徹底する。

(2)公共土木施設の対応

(2)ダムの管理

- 治水ダムについては、洪水に備え、治水容量を確保済。
- なお、治水協定に基づき、県内すべての治水ダム・利水ダム双方とも、必要に応じて事前放流等を実施する。
- ・ダム放流の実施にあたっては、下流住民へ情報伝達を適時・的確に行う体制をとることを再確認済。
- 気象状況·ダム水位等を注視しつつ、できる限り早期に関係市町村及び下流住民に放流予告を連絡 周知する。

(3) 大呂地区地すべりの監視体制

- 監視体制を強化するとともに、土砂崩落による河川の閉塞等に備え、北股川に排水管を設置済、及び県道の迂回路を整備中。
- ・斜面上部からの崩落による、中腹部分の堆積土砂の流出防止対策として、災害関連緊急地すべり 防止事業により土留工整備済。

(4)盛土の点検を実施

・大規模盛土造成地等の盛土(41箇所)について、6月末までに再点検を完了、異常箇所はなかった。 ※令和3年度に全国を対象として実施した盛土総点検の実施箇所

(2)公共土木施設の対応

3 道路

(1) 高速道路等の事前通行規制(県土整備部、国土交通省)

 鳥取道及び山陰道については、一定の区間ごとに設定されている基準雨量を超過した場合に事前 通行止めすることとしており、国土交通省と連携し、道路情報板や案内看板で迂回路(国道53号、国 道9号等)へ誘導する。

(2)倒木等への対応

• 昨年の台風9号の際に各地で倒木による道路規制が発生したことを踏まえ、倒木が発生した際に速 やかに撤去等の対応ができるよう、強風時のパトロールを強化する。

4 その他

(1)大雨・強風時のパトロール体制等

- 現在稼働している工事現場については、現場内の土砂流出や資材の固定状況などの現場点検を 実施し、安全対策を徹底する。(本日中)
- ・線状降水帯による局地豪雨予報(6/1から気象庁運用)を踏まえて、県内全域での大雨等の発生や 推移に応じたパトロールや水防活動を行う。

(2)(一社)鳥取県建設業協会と災害時応援協定に基づく対応

・災害発生時等には、「災害時における応急対策業務等に関する基本協定書」に基づいて対応していただくよう、(一社)鳥取県建設業協会に事前に要請済。

(3)農林水産関係への対応

農林水産業者、関係団体などへ台風に対する各種対策等、注意喚起を実施

1 農業関係

- 〇農作物等の管理について、各市町村、農協、農林局等を通じて生産者へ周知。(7/4)
- ※「台風に対する農業技術対策(夏期)」を発出。(7/4)

[連絡内容]①農作物の管理について(排水対策等)、②ビニールハウスの強風対策について [農作物の状況と現場の対応]

スイカ	降雨後の排水対策や降雨前後の防除を呼びかけ				
白ネギ	夏ネギは約3割出荷終了。排水対策や降雨前後の防除を呼びかけ。				
梨	枝を棚に固定し直し落果防止対策、排水対策や降雨後の防除を呼びかけ。				
ブドウ	降雨後の排水対策やハウスの換気を呼びかけ。				

2 農地・ため池関係

- 〇梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について、各市町村、農林局へ依頼。(5/18、7/4)
- ○ため池については、田植え時期を過ぎ、小雨の影響もあり、低水位の状況。
 - ※昨年の7月豪雨で被災したため池は、災害復旧工事を実施中。
 - ※防災重点ため池の緊急連絡体制は各市町において整備済。

3 林業関係

〇各森林組合等の林業事業体に対して、土砂災害等の注意喚起などの安全対策・安全管理の徹底を依頼。(7/4)

4 水産関係

〇各漁業協同組合や水産関係団体向けに、漁業関係者の安全確保等の防災措置について依頼。(7/4)

(4)電気事業のダム及び風力発電の管理体制

1 ダムの管理

- ・企業局のダムについて、水系毎の治水協定に基づき、予測降雨量が基準降雨量(事前放流を開始 する基準)を超えるときは事前放流を実施する。
- ゲートから放流するときは、予告としてサイレンを吹鳴し、警報車でダム下流の河川を巡視する。

(参考) ダムの状況

・茗荷谷ダム(若桜町)

ダム水位 6.5m (4日(月)9時) (放流ゲート下端 6.5m、常時満水位 10m) 貯水率 56%

・中津ダム(三朝町)

ダム水位 11.6m 発電所リニューアル工事中につきフリーフロー中 (放流ゲート下端 11.5m、常時満水位 16m、放流ゲートを全開にして自由放流中) 貯水率 53%

2 風力発電の管理

・毎秒25m以上の強風になったときは、風車を保護するため、羽根の角度を調節して風車の回転を 停止する。

(5)関係機関の対応

中国電力(株)・中国電力ネットワーク(株)の対応

〇対応体制の整備

・要員の確保、復旧資機材の準備状況の確認、事態に即応した対応体制移行 など

〇停電の早期復旧に向けた取組み及び迅速な情報発信

- ・速やかな被害状況の確認・原因の特定、情報収集にあたっての自治体等との連携など
- ・停電情報アプリ、ホームページ等を活用した情報発信 など

〇鳥取県との連携

・停電状況の情報提供、必要に応じて県にリエゾンを派遣など

NTT西日本(株)の対応

〇県関係機関との連携強化及び迅速な情報発信

- ・県土整備局様とのビジネスチャットを使用した倒木等被害の連絡体制構築済み
- ・ホームページ等を活用した通信サービスに関する迅速な情報発信

〇災害対策機器の点検、準備

- ・小型ポータブル衛星(地球局)、インバータ発電機、携帯型発電機、ドローン、移動電源車、 可搬形整流装置の点検、準備済み
- ・浸水の想定される通信設備設置局舎への浸水防止板設置(8局舎)済み

〇社内関係部への指示

・大雨、強風に備えた保守体制、リエゾン体制の準備を指示済み

KDDIの通信障害について

〇下記事項をあんしんトリピーメール等で周知中。

- KDDIによれば、大規模な通信障害について、全国的にデータ通信は概ね回復していますが、流量制御などの対処を講じているため、音声通話が利用しづらい状況が継続しています。(7/4 11:00現在)
- 緊急時は、他社の携帯電話や固定電話から119番通報をするか、お近くの消防署に駆け付けるなど直接通報してください。
- ○一般に、災害時には通信回線が混雑したり、不通となったり することがあるので、必要に応じて、他の手段による通報を 行うように周知。